

企業主導型保育事業における専門的財務監査の状況について (令和5年度結果)

目的

- 財務監査は、公認会計士などの専門的な知見・経験を有する者が、児童育成協会が策定する財務面の監査に特化した指導監査基準(専門的財務監査評価基準)に基づき、企業主導型保育施設において助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにすることを目的として実施する。

実施状況

○専門的財務監査の実施施設： 5 0 0 施設

令和5年7月から実施。

- ・設置法人所在地での監査 : 293施設(変更207施設・施設以外: 244施設、施設での実施49施設)
- ・設置法人以外での監査 : 207施設(うち、保育施設での監査189施設、保育施設以外18施設)

○対象施設 令和4年度の立入調査(経理)において指摘があり、且つ3千万円以上の助成を受けている施設。

年度	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
令和5年度	500施設	495施設 (99.0%)	375施設 (75.0%)
令和4年度	500施設	494施設 (98.8%)	407施設 (81.4%)

※専門的財務監査については、令和3年度より実施開始。
※指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済。

主な文書指摘事項(件数上位10件)

※専門的財務監査実施 500施設

具体的な指摘事項	R5年度件数 (割合)	【参照】 R4年度件数 (割合)
①運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。	376 (75.2%)	375 (75.0%)
②経費支出の計上額が不明確または誤っている。	223 (44.6%)	202 (40.4%)
③現金の管理(現金実査等)が適正でない。	219 (43.8%)	264 (52.8%)
④固定資産の現物実査が行われていない。	218 (43.6%)	54 (10.8%)
⑤保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。	192 (38.4%)	218 (43.6%)
⑥発注業務に関する規程または規定が定められていない。	173 (34.6%)	224 (44.8%)
⑦親族、役員や関係会社との取引の適正性が確認できない。	123 (24.6%)	129 (25.8%)
⑧保育事業の予算に対する実績管理の未実施または予算・実績管理帳表作成の不備がある。	118 (23.6%)	165 (33.0%)
⑨契約業務に関する規程または規定の内容に不備がある。	117 (23.4%)	199 (39.8%)
⑩契約締結に関わる競争見積の取得等、取引価格の経済的合理性の確認手続きが未実施または手続の証跡が確認できない。	101 (20.2%)	64 (12.8%)

※令和3年度より専門的財務監査実施